

会 議 報 告 書		
会 議 名	令和5年度草津市地域密着型サービス運営委員会記録	
開 催 日 時	令和6年3月4日(月) 10:00~11:20	
開 催 場 所	南部健康福祉事務所(草津保健所)3階 大会議室	
委 員	氏 名	氏 名
	佐藤 卓利	山本 茂美
	清水 啓司	藤本 薫
	高島 聡	小川 義三
	阪井 美代子	
事 務 局	健康福祉部：安藤副部長	
	介護保険課：高阪課長、木村参事、富田主事	
記録作成者	介護保険課 介護保険係 富田	

1. 開会

【草津市附属機関運営規則に基づき、本委員会が成立していることを報告】

2. 議事

(1) 令和5年度新規指定事業所について

○事務局

【資料1に基づき説明】

○委員長

ただ今、説明いただいた件について、質問・意見はあるか。 — なし。

(2) 令和5年度運営指導結果について

○事務局

【資料2に基づき説明】

○委員長

ただ今、説明いただいた件について、質問・意見はあるか。

○委員

通報による監査を行ったのは、どこの事業所か。

また、人員を配置できていないうえで給付費を請求していることは、悪質と捉えられるのではないか。業務改善勧告という取り扱いに違和感がある。

○事務局

業務改善勧告の段階で、事業所の公表をしないためお伝え出来ないが、行政処分につい

ては、厚生労働省の研究統計を判断の基準としており、該当事業所は、人員配置を把握していた職員が不在になったことが要因と考えられるが、未配置であった期間と理由について監査時に隠すことなく話されたことも踏まえて今回の結果とした。

○委員長

該当事業所は、以前にも同内容で業務改善勧告を受けているとあったが、業務改善勧告から業務改善命令へのステップはどのようなものか。

○事務局

改善勧告から改善が見られない場合は、厚生労働省の研究統計を用い、行政処分の内容を判断している。今回のケースは、前回の改善勧告後は改善を認めたのだが、人員配置を把握していた職員が不在となったことにより、人材不足および適切な引継ぎが行われなかったと考えられ、改善勧告という結果とした。

(3) 令和6年度介護報酬改定における改定事項について

○事務局

【資料3に基づき説明】

○委員長

改定事項について、事業所はどのように把握するのか。また、保険者である草津市はどのように説明するのか。膨大な資料で、読み込むのは大変な作業だと思う。

○事務局

市が指定している事業所についてはメールで周知しているほか、3月25日に開催する集団指導でも取り上げる。おっしゃるように膨大な資料を読み込むのは負担があると思うので、事業所には資料の簡単な見方も含めて周知しており、随時質問も受け付けている。いただいた質問は、集団指導当日に重点的に回答する。

○委員

指導に対して改善しようとする事業所もあれば、勧告が出ても改善が見られない事業所もあると分かった。利用者はサービス事業所を選ぶ際に、良い事業所であるのか判断できないのが難しい。安心して利用者がサービス事業所を選べるようになったら良いと思う。

○事務局

おっしゃる通りである。そして、良し悪しの基準は人によって違うので、良い事業所と一概に判断できないと言える。

ただ、窓口でサービス事業所を選ぶ相談に来られた際は、人と人との相性があることを

説明し、ファーストコンタクトである程度分かる部分もあるので、施設見学や職員と話すことから始めてみてはとアドバイスしている。

○委員長

他に意見はないか。

○委員

今回の運営指導では、経過措置が終わるものを重点的に確認されているのが伝わった。

改定事項を見ると、テレワークの導入とあるが、人員配置の面でも基準を確認していかなければならない。また、労働基準法にまつわる就業規則も改正しなければならないと思うので、単純に導入すればよいというものではない。次年度以降の集団指導の際にも注意していただきたい。

また、協力医療機関連携加算について、加算の要件である協力医療機関と事業所の定期的な会議を開催する場合に、開催の日程調整が難しいと思う。効率的に行える方法があればよいと感じる。

○事務局

厚生労働省が3月末までに質疑応答をまとめたQ&Aを発出すると思われるので、そこで内容が明確になることがある。

この加算は新設であるが、医療と介護の連携が緊密にされていることによる実績に対しての加算である。医療系の加算は算定要件のハードルが高い印象だが、Q&Aも用いながら集団指導の中でも取り上げる予定。

○委員

事業所だけの意向で進められる加算ではないため、医療機関とのスムーズな連携がとれるような仕組みを行政サイドでも考えていただきたい。

○委員

事業所と医療機関が急な連携をとることは難しいことから、日頃から定期的な会議の場を持つことを要件とする加算が新設されたのだと感じる。Q&Aの中でも、医療機関サイドのメリットや連携することでどのようなときに生かせるのか等確認できればよい。

○委員長

こういった質問は厚生労働省へ投げかけることはできるのか。

○事務局

Q&Aの質問期限は終了している。しかし、改定後に実際に運用しながら現場の声として

出てくる質問も多くあり、その都度確認することは可能。

○委員

先程の委員のサービス事業所にまつわる話に追加でお答えしたい。

ケアマネジャーと相性が悪い場合、解約することは難しくないが、なかなか利用者側も伝えにくいと思う。

人柄とマネジメント能力は別物だと思うので、いくつかの事業所に話を聞く・実際の対応を見るというのもひとつ。

○委員長

利用者側が「契約」という考え方を持っていないことがほとんどなので、なかなか解約には結びつかない。この意見を受けてどうか。

○委員

その通りだと思う。利用者は少しでも良いサービスを受けたいと思っている。ケアマネジャーによって受けられるサービスが違うという話も聞くので、利用者側の選ぶ資質が問われているように感じてしまう。

○委員

ケアマネジャーも利用者との関係性を築きたいと思っているが、実際サービスの調整だけで、それ以外のかかわりがないというケースもある。利用者にかかわるサービス事業所同士の連携はもちろん、利用者側も関係を築きたいという気持ちを持ってもらえるとよりよいケアプランになっていくのでは。

○委員

事業所を見学していただく際に、御家族の方の時間に余裕がない方もいらっしゃるのですが、難しいところだが、出来る限り施設の雰囲気などを伝えていければよい。

○委員

サービスをたくさん使える＝よいプラン、ではない。

限度額いっぱいまでサービスを調整するのは、マネジメント能力が高いからというわけではないと思う。きちんと本人・家族の意向を聞いたうえでの調整ができるケアマネジャーこそ、マネジメント能力が高いといえる。

○委員長

皆様の意見から、利用者ケアマネジャーとの関係性の難しさを感じる。

○委員

他の市町だと、ケアマネジャーが不足していて、プランを受け持ってもらえない、ケアマネジャーを選べないという話も聞く。ケアマネジャーの平均年齢が50歳を超えていることも含めて、今後ますます人材が不足していくと思われる。その部分も視野に入れて考えていくべきことだと思う。

○事務局

皆様の貴重な意見から、サービスを調整するだけでなく、利用者に納得してもらい・話を共有し合えるという部分も含めてサービスの一部だと感じる。

利用者に安心感をもってもらえるようなサービスのあり方を考えていきたい。

3. 閉会

以上